

白井市ふるさと産品認定審査会設置要綱

(目的)

第1条 白井市内において生産された農作物及び白井市内において製造・加工された製品等で郷土を象徴する特産品を育成、定着させることによって、市内産業の振興を図り、もって市民生活の向上及びふるさと意識の高揚に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、白井市ふるさと産品認定審査会（以下「審査会」という。）と称する。

(事業)

第3条 審査会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) ふるさと産品の認定に関すること。
- (2) ふるさと産品の普及、宣伝及び育成に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 審査会は、委員7名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 1名
- (2) 商工会代表 1名
- (3) 工業団地協議会代表 1名
- (4) 西印旛農業協同組合代表 1名
- (5) 一般社団法人しろい観光交流協会代表 1名
- (6) 市民代表 2名

(任期)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 審査会には、次に掲げる役員を置くものとし、委員の互選によるものとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会は会長が召集し、会長は会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席する委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会は、申請に基づき上半期1回、下半期1回を目安に開くこととする。

(事務局)

第8条 審査会の事務局は、産業振興課に置くものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。